

独立行政法人日本貿易保険 御中

日本機械輸出組合  
貿易保険専門委員会  
委員長 瓜阪 卓司

## 「新プラント輸出保険(仮称)」導入に係る要望について

### ー プラント輸出に係るオプション制度の充実 ー

我が国のプラント・エンジニアリングビジネスにおいては、プロジェクトの大型化及び長期化や厳しい国際競争、更には今後期待されるパッケージ型インフラ輸出の進展により、その取引形態は今後ますます多様化することが予想されます。

このため、貿易保険専門委員会では、当委員会下に設置したプラントエンジニアリング分科会(座長：大益康市氏)において、ターンキー契約等の請負型契約におけるリスクとそのてん補の在り方等に関する検討を行った結果を受け、下記のとおり新たなオプション制度として「新プラント輸出保険(仮称)」の導入を要望することと致しました。

つきましては、実施方ご検討頂きたくよろしくお願い致します。

### 記

#### 1. 背景

貿易一般保険においては、基本的に、貨物の代金回収リスクは船積から発生するとの考え方により、船積後のてん補は、一部を除き一律船積日から開始されています。

一方、比較的大型の請負型輸出契約等で、支払条件が Milestone Payment<sup>1</sup>等の場合、その Milestone には、船積に限らず、設計、現地工事等を含めた様々な項目が設定されるため、貨物代金の決済は、船積時期と金額に対応して行なわれず、貨物の各船積に比べかなり先行して支払われる場合があります。

従って、このようなケースでは、貨物の代金回収リスクは、必ずしも船積日から発生するのではなく、各 Milestone の達成により支払われるべき金額(対価)を確認した日から発生すると捉える場合があります、貿易一般保険との間に考え方において乖離が生じています。

---

<sup>1</sup> Milestone Payment(マイルストーン・ペイメント)

プラント等の設備建設において、技術提供や工事の主要な作業工程の各達成点をマイルストーンとして予め定め、このマイルストーンの達成を持って相当額の支払いを確定する支払い方式をいう。文中では、「Milestone Payment 等」と表記しているのは、Milestone Payment 他、技術提供や工事の出来高に応じ支払い額をその都度確定する支払い方式(出来高払(progress payment)も Milestone Payment も含めむものとする。

## 2. 主要要望事項

- (1) フルターンキー契約等の請負型の輸出契約等について、別紙のとおり一定の条件を満たす場合、貨物代金の船積後保険に係るてん補危険の責任開始日は、契約当事者間で(Milestone の達成又は出来高による)決済代金の対価を確認した日とすることを可能にして頂きたい。
  
- (2) また、この場合の船積後の保険料計算期間は、以下のとおりとして頂きたい。  
契約当事者間で決済代金の対価を確認した日から決済予定日までの日数  
(ただし、最低保険料計算期間、信用保険の船積前保険期間の一部加算等は通常どおり)
  
- (3) 上記(1)(2)は、保険料の割増を行うことなく、被保険者が保険契約毎に選択できるものとして頂きたい。
  
- (4) 上記(1)~ (3)は、貿易一般保険包括保険（機械設備）及び貿易一般包括保険(技術提供契約等)に適用して頂きたい。  
なお、具体的条件等については別紙のとおりです。  
また、参考のため この新プラント保険の条件に近い技術提供保険追加特約との比較を添付します。

以上

## 【新プラント輸出保険(仮称)の条件内容等】

(1) 対象とする保険種

貿易一般保険包括保険(機械設備)及び貿易一般保険包括保険(技術等提供契約等)

なお、保険種は現行の区分に従い、機械設備包括保険及び技術提供契約等保険(包括保険)各々の方法で申込み等を行う。

(2) 対象とする契約

契約金額が10億円以上のもの

(3) 対象とする契約の目的

フルターンキー契約等請負契約のもの

(4) 対象とする契約の支払条件

貨物代金の一部が当該貨物の船積前にマイルストーンペイメント、出来高にて決済されるもの

(5) 保険料計算期間

- ・ 船積前保険：「保険契約締結日～初回船積日から完成納期日までの中間日」の日数
- ・ 船積後保険：「契約当事者間で決済代金の対価を確認した日～決済予定日まで」の日数  
(ただし、最低保険料計算期間、信用危険における船積前保険期間の一部加算等については通常どおり)

(6) 保険責任期間

- ・ 船積前保険：保険契約締結日～完成納期日まで
  - ・ 船積後保険：契約当事者間で対価を確認した日～決済予定日まで
- \* 船積を行っていても、対価未確認の部分は不てん補

(7) 貨物代金の初回船積日前のリスク

不てん補

以上

## 新プラント輸出用保険（技提包括 設備財包括）の条件内容

## 【現行の技術提供保険追加特約との比較】

比較事項	現行技提追加特約	新型：プラント保険(Option)
A. 契約方式	技提供包括（企業包括） 特約 1 年毎に別段の合意がなければ 1 年毎に自動更新	・技提包括 / 設備財包括 （現行の保険種区分に従い NEXI または輸出組合にそれぞれ申込） ・案件毎に選択可能（割増無し）
B.. 対象契約と付保条件	※	※
1. 契約金額	<u>技術提供契約であって 10 億円以上</u>	以下の条件を満たして 10 億円以上の案件（技提案件に限らない）
2. 内訳：契約金額に占める比率	仲介貨物代金：50%以下 かつ 役務代金：10%以上	特に定めない（注1）
3. 契約の目的	フルターンキー契約など請負契約	同左
4. 支払条件	Milestone・定期的な出来高払い	以下を補足： 貨物代金の一部が <u>当該貨物の船積前</u> にマイルストーン、出来高払いとして回収されている契約
5. 船前（保険料計算期間）	保険契約日から LS:最終船積日まで (契約に船積期日の規定が無い場合)	保険契約日から <u>期間MS</u> （注2）まで
6. 船後（保険料計算期間）	対価確認日から決済日まで（ユーザンス期間） 保険責任；船積後でも未対価確認のものは保険対象外	同左
7.（貨物代金の）FS までのリスク	不填補 (FS（注3）以降の船積貨物であつて、船積後でも対価確認の無いものは不填補)	同左

注1：輸出契約を税務上の問題から、Onshore / Offshore の Dual Contract にした場合、Offshore 契約が、そもそも One Contract の技提契約と想定した現行の追加特約の定義から外れるケース（仲介貨物分が 50%を超えるケース）があり、この場合の対応も合わせて検討事項として頂きたい。

注2：MS= Middle Shipment

注3：FS= First Shipment